

(別紙第4)

意見交換

※ (委員長は□, 委員は○, 事務担当者は△で表示する。)

□ 御意見を頂戴したいと思う。まず最初にある程度整理する形で、裁判官のほうからこの事案の概要及び整理した争点を述べてもらったが、これについてはどうか。裁判官の説明は分かりやすかったか。あるいは、もうちょっと何とかしてもらいたいというようなところがあったか。

○ 非常に分かりやすかった。法律知識が全然ないので、こういうふうには裁判をやっていかなければ収拾がつかないという気がした。裁判員制度が始まれば、刑法なり法律をもっと勉強しないといけないと思う。現状のままでやるとすれば、やはりプロの裁判官がかなり誘導しなければいけないというか、論点をきちんと整理していかないと進まないと思うが、その辺は非常に整理してくれていた。

感想としては、やはり実刑にしないとまずいのではないかというふうに段々と思ってきたが、素人だからだと思うが、あまり的確にきれいに整理し過ぎると、何となく重いほうへ引っ張られるのではないかという気もした。

○ 争点の整理等をしていただけてよかったと思う。まずそこからの議論だと、とても短時間ではまとまらない。特に素人の視点なので、争点の明確化というのはとても大切なことだと思った。

今回のDVDについているパンフレットは書き込み形式になっていて、視点が全部出ていたが、そういった視点で供述や何かを見ていく、聞いていくということをしていかないと、争点がせつかく出ていても意見が出せない。だから、争点の整理プラス、パンフレットに出ているような目のつけどころをどこまで個々の裁判員が意識できるかということが重要だと思う。それから、もう1つは、理路整然と話す方ばかりではないと思うので、発せられた言葉をどう受けとめるかという言葉の読解力が非常に重要になってくる。その能力が求められるというのが、

実はとてもこちらに重くのしかかる部分だなと思う。

- 法律的なアドバイスをいただけることは非常に勉強になるが、それだけに、もし裁判官や検察官、弁護士側の方に結論のイメージがついていたとすれば、こちらに向かって引っ張っていかれるようなイメージを持たないわけでもない。だから、客観的で公平な法律知識であるとか判例であるとかの出し方というのが、これまた非常に難しいものになるんだろうなと、相手がまるきりの素人なだけに、それが非常にこわいと思った。
- 争点の整理については、公判前整理手続で検察官や弁護人のほうで十分に協議をし、争点をきちっと明確化して、その上で公判が始まるということになるので、その辺のところは提示できるだろうと思うが、そのパンフレットに書いてあるようなものを作るということについては、これは弁護人のほうから、あるいは検察官のほうからいろいろと議論があるかもしれない。
- 目のつけどころというか、これを見ながらやって初めて、「なるほど、これをよく聞いておかないと後の説得力のある議論に結びつかないな。」というのが、重々感じたところである。
- 証人尋問するとき、今の裁判の感覚だと、全部ずっと聞いてもらったものを裁判官がもう1度考え直してというか、場合によっては調書を読んでもらって、そこで聞いたときには目立たないけれども、よくよく考えてもらえば分かるというような聞き方で済ませることも結構ある。つまり、狙いをあからさまに分かるようにして聞くとそれなりの構えた答えしか返ってこないから、分からないように聞いておいて、実は答えた内容はこっちに有利な結果になるんだというふうな形で聞くということもある。ただ、裁判員裁判では、聞いてすぐに分かっていただけない場合には、争点整理自体も、できるだけ有利な組み立てになるように努力をして、その結果、この争点整理に従って裁判員の方が、弁護側から言えば有罪ではないという判断をしてもらえるような狙いをはっきり持って、何を立証したいのかをはっきり示して聞かないと、せっかく聞いたことも理解していただけない

いことになる。

- どういうふう認められるのかという問題はあるが、これからは、そういうペーパーなどを皆さんに渡すということになるのか。
- 場合によって、渡したほうが分かりやすければ渡すと、禁じられていないならやるということになるのでしょうか。
- 言葉の読解力というのはなかなか難しく、おそらく議論する前に必要な用語についての解説みたいなものをあらかじめ裁判員となる方にお渡しするとか、そういうようなことをやるのかなという気もする。
- 実は、地裁が実施している裁判員裁判の模擬評議に社内で参加した者がいた。私はここへ来る前にその社員にそのときの様子を聞いてきたが、その社員が言うには、そのときは手元に何もなかったもので、どれを聞いても本当のことを言っているような気になってくるので、どこを見たらいいのかというのがすごく大事ななと思ったということだった。私も、それはすごく大事だと思った。
- 争点整理というのは、やはり一番大切なところだと思う。法廷では、それで決まるようなところもある感じがする。そして、どのような争点があるかの整理は、やはりプロでないと、ある程度できないのかなという感じもする。学生を教育していると、論点、争点が出てくるようになれば大体完成しつつあるのかなという感じがするが、そこまでに至るには結構時間がかかるので、争点整理というのは大切だなという感じはする。

それと、どういう情報を流すかということであるが、今日参加された方はやはりすごい理解力をお持ちの選ばれた方だと思う。いろいろな学生に接しているけれども、何度言っても分からない人というのは法科大学院でもいるので、それを考えると、どう説明するかというのはなかなか難しいなという感じがする。文字で渡してしまうのがいいのか、それともパワーポイントなんかでするのがいいのか、現代の人たちは人のことを聞くということに慣れていないので、そこをどうするかというのはやはりちょっと難しい問題が出てくるのではないかという印象

を持った。

□ 評議でのいろいろな議論を聞いていると、皆さん述べておられるなという感じはしたけれど、ちゃんと述べたい意見を述べることができたか。

○ 実際と違って模擬であるということもあり、また、裁判官もほかの皆さんも知っている方だったので、躊躇せず何でも言ったり聞いたりすることができたので非常によかったが、実際の裁判では、知らない人の中でそういう場面に出くわしたときには、みんなと反対の意見、つまり、みんなが言った意見に対して私は反対に思うというときは、言いにくいのではないかとも思った。

□ そのようなことは、あるかもしれない。途中でも、「そちらのほうに誘導しているんですか。」というような意見が出ていたが、裁判官のほうから大分誘導されているなというふうには感じられなかったか。

○ 私も言ってしまったが、それは知識が足りないからそういうふうになる。予習も少し足りなかったけれども、やはり法律知識の足りなさというのが原因していると思う。最初は「こんなの、そもそも強盗じゃない。」と思い込みながら見ていたが、それでも立派な強盗になるんだなと思った。

□ 現実には予習なんてないわけで、理解していただくのは、ほんとうに大変だと思っている。

ああいう形で、裁判所のほうからいろいろ法的な知識を付与する形で視点を整理していくことについてはどうか。やったほうがいいか。

○ 非常に必要だと思う。今日は模擬ということもあって口頭で説明いただいたが、口頭の説明ではなかなかついていけないものもあるかもしれないので、例えばレジュメを配っていただけたらとか、そういうことがないと、ずっと理解するということが多分できないと思う。

□ 実際の事件では、検察官がレジュメのようなものを事前に準備するのは難しいのではないかと思う。ただ、例えば、尋問をやっていても用語が分からないようでは困るので、用語の説明など、一般的なものであればそういうようなものを用

意できるかもしれない。

- 専門用語についてはなるべく言いかえるということを考えていて、実際に模擬裁判でもやっている。それから、実際に模擬裁判をやっていると、やはり耳で聞いただけでは分かりにくいという意見が裁判員役の方から出ているので、口で言っただけではなくて、その後、ペーパーを渡すということもやっている。
- 多分その辺を工夫していかないと、難しいだろうと思う。
- それと、ペーパーにはできない部分として、「これはこう思うから違う結論だ。」など、その場で出た意見などをホワイトボードなり何なりで取りまとめていく必要があるときの取りまとめ方も問題となるのではないか。その要点の整理の仕方によれば、「これは、ひょっとして誘導されているかな。」というような印象を持たないでもないということになるので、意見の取りまとめ方というのが、非常に難しいと思う。

先ほど私が言葉の読解力と言ったのは、専門用語とかではなくて、言葉のニュアンスとか言葉の行間を読む能力の問題なので、ペーパーを配っても何をして、これは個人の能力なので、多分そこら辺のことが一番難しく大切なことになってくるかなと思う。

- 量刑のところで、皆さん迷われたと思うが、たまたまこの事件では犯人は決まっている。つまり、ぬれぎぬとかいうわけではない。だから、弁護人も被告人質問の際に情状面に触れて聞いて、情状の材料を出しているわけである。しかし、これが「やったのは私ではない。」と争う事件だったら、弁護人は情状的な材料を出すということはまずやらない。そういうことをやっていたら、何のためにやっているんだと疑われる。だから、有罪か無罪が決まってから、そこでもう一度情状についての材料提供ということを考えないといけないケースは随分あると思う。

それから、例えばこのケースでも過去の職歴とか、そういうのも執行猶予をつけるかどうかの判断において相当大きく影響すると思うので、情状判断のときに

必要な材料というのは有罪無罪のときとは相当違って、相当幅広いといえれば幅広いので、いわゆる記録というもので出せない裁判員裁判でどうやってやるかは、非常にやりづらいというか、難しいことになろうかと思う。さらに、このケースでは少年法は関係ないけれども、少年の犯した事件が家庭裁判所から逆送されて刑事事件になるというケースもあり得る。その場合だと、現在では確か家庭裁判所で調べた記録は原則調べないといけないことになっているから、裁判所が家庭裁判所の社会記録というのを取り寄せて裁判官が読んでいるはずである。ところが、これが裁判員裁判になったらどうするのか。全く社会記録を見ないでやることになるのか。

- それは多分ないだろうと思う。これまでは読むだけだったけれども、裁判員裁判では、社会記録などは口頭で全部、法廷で朗読するという形になるのではないか。それを想定して、社会記録にはいろんなことが書いているので、現在、社会記録の在り方を検討している。
- 社会記録というのは、鑑別所とか調査官が作っていて、いろんなプライバシーのことに触れてあるから、付添人、つまり少年事件の弁護士に就いた人も、閲覧はできるけれども原則謄写はさせてもらえない。また、刑事裁判になって裁判所が取り寄せたときにも、閲覧はさせてもらえるけれども謄写はさせてもらえない。このように非常に高度なプライバシーが記載されているものについて、裁判員裁判のときにどうするんだという話になっている。

それから、少年の刑事事件だと、裁判所は、刑事処分よりも家裁で保護処分をやってもらったほうがいいのかどうかということの判断もしないといけない。だから、裁判員の方は、この刑事の法廷で有罪無罪を決めるのがいいのか、あるいは、もう一度家庭裁判所でいわゆる少年院とか保護観察とかそういう処分にしてもらったほうがいいのかを判断しないといけないことになる。

- それはそのとおりで、それだけに難しく大変だとは思いますが、考えようによっては、そういう形で国民の方の意見が入ってくるというのが、やはり刑事裁判のあ

る意味進化につながるかなとは思っている。

量刑について評議して、どうだったか。最終的には執行猶予となったけれども、実刑ではないかという意見を持っている方もいるのではないか。

- 新聞に載るような事案ではないので、ちょっとよく分からないが、示談のこととか1万円という金額のことなどを整理していくうち、実刑は重いのではないかと素人の感覚ではあるが、途中から段々と猶予をつけたいというふうになってきた。
- その辺りについても、やはり国民の感覚を反映するというのが1つの目的なので、そこは遠慮なく、むしろそういう感覚を述べてもらったらいと思う。
- 社内では、死刑か無期かと話をしているが、こういう事件を報道する立場で余計な知見が入っているということもあるので、その辺を新たにして基礎から勉強しないといけないなと思った。量刑も、実際の判例というか、新聞に載らないような犯罪の量刑もきちっと見ておかないといけないんだなという気がした。
- 最後に量刑資料が出ていたが、ああいうものはやはりあったほうがいいか。また、いつ出すかという問題があると思うが、出すタイミングはどうか。
- 判例としてこれに似た事件について、あらかじめ説明があったほうが分かりやすいかもしれない。
- 正直言って、猶予付きか実刑かすごく迷って猶予にしたのであるが、あの資料を事前に読んでいたら絶対実刑にした。すごく無責任な言い方をすると、そういう危険性はあると思う。だから、どういう量刑になっているのかというのは知識としてあったほうが良いとは思っている。
- ただ、量刑についての議論や評議を始める前に出してしまうと、これに必要以上に引きずられてしまう。一つとして同じ事件はなく、量刑資料に書かれているファクターというのは非常に抽象的にピックアップしているだけなので、その辺を考えるとあまり早くに出すのはどうかという点もある。
- 大きな二者択一ぐらいでどう思うかは言えるのであるが、本当に微妙なところ

というのは、全くの知識、経験のない者がどこまで踏み込めるのかという点で非常に大きな問題かなと感じた。つまり、執行猶予か実刑かというのは割と明確に決まっていくけれど、執行猶予が5年だとか4年だとか、その微妙なところについて、専門家以外の人間にその微妙なさじ加減の部分を委ねられるというのは、いい面もあり非常に残酷な面もあると思う。そう言い切れるだけの経験もないので、事例を知っておく必要はあると思う。

- 個人的には相場観が分かったほうが良いと思う。それが本当に全体にとっていいのかどうか分からないけど、突拍子もないことをそれぞれ言っても全然当たらない議論をしているような気がして、それをファシリテーターとして意見を求めていく裁判官は非常に大変だろうと思うし、あと、量刑の話もそうだが、1週間のけがが重いのか軽いのかというイメージだとか、その辺もあまりよく分かっていなかったもので、相場観が全くない状態で参加するのは、無責任な意見を述べていいとしても、意見をまとめるという点では遠い道のりになっていくような気がする。
- 有罪判決をする場合に、本当の素人だけの考えで決まってしまうというのではなく、そこに専門家の意見が入るということで、3人の裁判官のうち1人が多数決の中に入っていなければいけないというのが、ちょっと救いかなと思う。
- 今日は、家裁とは少し離れたテーマで模擬評議を経験いただき、意見交換をしていただいた。法曹関係者ではなかなか気がつかない点の御指摘もあり、本当に参考になった。頂戴した意見、感想は、今後の裁判員制度に向けた検討をする上で参考にさせていただきたいと思う。どうもありがとうございました。